第4章 合併によって想定される効果と不安

第1節 合併によって想定される効果

合併することによって想定される効果には様々なとらえ方があるが、本節ではあくまでも「新市全体の視点で見た効果」を中心に整理している。

このため、合併前の各市町村の行政サービスや住民負担の水準を統一することによって必ず生じることとなる各々の市町村から見た利益や不利益については、効果や不安として整理するのではなく「本章 第3節 合併に当たって調整を必要とする事項」「第5章 西部14市町村の現状比較」に掲げることとした。

1 住民の利便性の向上

- * 本所及び支所のオンライン化を図ることにより、住居や勤務地の近くで住民票の発行等の窓口サービスが利用可能となる。
- * 小・中学校の通学区域について、旧市町村の枠を越えた見直しにより、生活の実態 に即した区域設定をすることができる。
- * 保育園の入所に際しては、広域入所制度が設けられているが、各市町村とも各々の住民を優先して入所させており、住所地以外の保育園への入所は難しい現状にある。合併によりこうした取扱いがなくなり、幅広く保育園を選択することができる。 (参考) 広域入所制度とは、保育園の入所児童が定員に満たない場合に住所地以外の保育園に入所できる制度である。
- * 公営住宅の入所について、生活の実態に即した入所選択の幅が増える。
- * 文化施設・スポーツ施設・福祉施設等の公共施設の絶対数が増加し、利用の幅が広がるほか、文化・スポーツ活動、イベント等への参加の機会が拡充される。

2 行政サービスの充実

合併後の行政サービスの水準については、本来、合併協議会又は新市で検討されるべきものである。このため、本勉強会で合併によって想定される効果を具体的に挙げることは難しく、一般的な例を中心に掲げることとする。

* 理学療法士、作業療法士など採用が困難であった専門職員の採用ができるほか、技師(建築、電気、機械、化学)等の増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能となる。

また、旧町村の区域においては、市になることにより、福祉事務所の設置、社会福

祉主事の配置により、福祉サービスの充実につながる。

* 旧市町村の行政区域においては、専任の組織や職員の配置につながり、行政サービスの向上が期待できる。

(例)企業誘致専任職員、女性政策担当職員、環境政策担当職員等

* 行財政基盤の強化による行政サービスの充実が図られる。 (道路、公園、公共下水道などの住民に直結した生活基盤の充実を図ることができる等)

3 広域的視点に立った地域づくり

- * 従来の行政区域にとらわれることなく、より広い観点からより的確・効果的な土地 利用を推進することができる。
- * 新市の総合計画のもとで、都市部(平野部)と農村部(山間部)のそれぞれが持つ特色を いかしながら的確な機能分担の下での市政運営が可能となる。
- * 旧市町村の枠にとらわれない住民の交流により、いままで受け継いできた伝統や文化が融合した新しいコミュニティ組織が生まれることが期待できる。
- * 各種名所・観光地がひとつの市域にまとまるため、観光施設を有効に活用した観光ルートが設定できるほか、一体的な観光宣伝や観光施設の統一的な整備が可能となり、 観光入込客の増加が期待できる。
- * 新市の行政区域が鳥取県西部農協のエリアと同一となることで農協との連携がより円滑になり、より総合的、より一体的な農業政策を展開することができるほか、 農産物の地産地消のシステムが推進できる。
- * 遊休農地の活用施策が広域的になり、大規模農業経営が可能となる。
- * 河川の上流域と下流域とが合併することにより、水源かん養林の育成など水資源の確保がより総合的、より一体的に推進できる。
- ★ 中海、日野川等の流域市町村が統一的な水質保全対策を実施することが可能となる。

4 行財政の効率化と基盤強化

* 市町村長等の特別職を始め、市町村議会議員、各種委員会の委員及び職員の数を抑制したり、外郭団体等を統合することができ、行政組織の効率化が図られる。 (詳細は「第2章 行政組織の効率化」を参照)

- * 合併特例法による様々な財政支援措置の活用と人件費の減少を始めとする合併の スケール・メリットによる経費の削減により、財政力の強化が図られる。 (詳細は、「第3章 財政推計 第2節 財政推計の結果」を参照)
- * 一部事務組合の事業として実施されていた事業は新市が行うことが想定されるので、広域的な事業を実施する場合に意思決定が早くなり、事業の早期実施と事務の効率化を図ることができる。
- * 広域的観点から、類似施設の二重投資を回避することができ、文化施設・スポーツ 施設等の効率的な配置が可能となる。
- * 電算業務を統一することにより、旧市町村が別々に行っていた電算プログラム修正 やデータの更新を一括して行うことができ、電算処理費の低減が期待できる。
- * 国民健康保険や介護保険の財政規模が大きくなり、事業経営が安定することが期待できる。
- * 西部14市町村で構成する各種協議会(西部戸籍事務協議会等)を廃止することができ事務の効率化を図ることができる。

5 地域のイメージアップ

* 特例市となることで権限が拡大し、自らの判断で地域の実情に応じた行政運営を行うことができる。

(参考)

特例市の要件 人口 20 万人以上

委譲される権限 環境保全行政に関する事務(騒音・悪臭原因物の排出・振動を

規制する区域の指定、規制基準の設定等)

都市計画に関する事務(開発行為の許可等)等

* 山陰で人口が最大の都市となることで地域のイメージアップが図られ、企業の支店等の進出が期待できる。

第2節 合併にあたっての不安とその対応策

市町村合併にはさまざまな効果が想定できる半面、地域の将来や住民生活に大きな影響を及ぼすため、合併に対する不安も生じると考えられる。

不安に対する具体的な対応策は、合併協議会や新市で検討されるべきものであるため、本勉強会では、一般的に想定される不安とそれに対する一般的な対応策を中心に整理した。

1 行政サービスの低下に対する不安

* 庁舎が統合されれば、本庁舎までの距離が遠くなり、不便になるのではないか。 【対応策】

庁舎の位置については、具体的には合併協議会で検討されるべき事項であるが、当面は支所を置くことになるものと考えられる。

本庁舎の位置によっては、本庁舎までの距離が遠くなって不便になる地域も出てくるが、IT環境等の整備により、行政の窓口サービスの利便性の低下は軽減できるものと考えられる。

- ★ 支所を置く場合、支所の窓口と本庁舎との連絡に時間がかかるのではないか。
- * 行政事務の執行権限が支所にないため、今まで簡単にできたことが事務手続きに時間がかかるようになるのではないか。

【対応策】

本庁舎と支所が情報を共有できるようにランシステムを整備するなど、できるだけ 従来どおりのサービスが提供できるような対策を講じるほか、その地域だけ特定の需 要がある場合には、支所の執行権限などについて検討する必要があると思われる。

* 行政区域が広がることで、

住民の実態の把握がしにくくなるのではないか。

苦情処理等に対して即応性、出動遅延の可能性があるのではないか。

健康相談や住民税の申告相談等の会場が遠くなり、不便になるのではないか。

住民参加が難しくなるのではないか。

【対応策】

支所の設置により、住民の実態の把握や苦情処理の対応を行い、現行の行政サービスの維持に努める。また、健康相談の実施場所等は、従来どおりとする方向で調整されると思われる。

住民参画については、これからの行政運営における非常に重要な課題であり、地域 審議会の活用を始めとして、住民参画の機会を拡充していくことが必要であると思わ れる。

* 職員数が減少することで、

行政サービスが低下するのではないか。

行政サービスのきめ細やかさが失われるのではないか。 住民と職員の人間関係が希薄になるのではないか。

【対応策】

合併による職員の抑制は、重複する管理職員を中心に行うこととなり、行政サービスの低下につながるような処置は行われるべきではない。

* 学校や保育園の再編成により、通学・通園距離が遠くなるのではないか。

【対応策】

児童や園児の減少による再編は、今後、検討されるべきことであるが、現行の学校や保育園についての再編は、通学・通園距離を勘案しながら生活の実態に即した配置となるような検討が必要である。

2 住民の声が行政に届きにくくなる不安

* 住民の代表である議員の数が少なくなったり、行政区域が広がったりすることで、 住民の声が行政に反映されにくくなるのではないか。

【対応策】

議員数は減少するが、これからの「地域づくり」は住民と行政の協働により取り組んでいく必要があるとされており、議員だけが住民の声を行政に反映させるものではないという時代に入ってきている。

新市においても情報公開や積極的な情報提供により行政情報を住民と共有し、政策 形成過程において広く住民の意見を求める体制を整備していく必要がある。

3 中心部だけが発展し周辺部が取り残される不安

- ★ 合併後は本庁舎のある地区のみが発展して、周辺部は取り残されるのではないか。
- * 旧市町村で計画していた特色を活かしたまちづくりが、推進できなくなるのではないか。

【対応策】

新市全体の発展という見地から、周辺部の住民の意見も十分に把握・反映させたまちづくり計画(市町村建設計画)を作成するほか、地域審議会を設置して、市町村建設計画の執行状況をチェックしたり、市長の諮問に応じて新市のまちづくりに対して意見を述べたりすることができる。

- (参考)地域審議会は、合併前の市町村の区域を単位として設置されるもので、新市 の施策に関して市長から諮問を受け、また、その地域の振興策等について市長 に意見を述べる機関である。
- * 旧市町村が力を入れて取り組んできた地場産業の育成支援ができなくなるのでは ないか。

【対応策】

地場産業の振興は、新市にとっても重要課題であり、合併後も地場産業の育成支援

を図る必要がある。

* 旧市町村が生活交通手段として維持してきたバス路線の確保ができなくなるのではないか。

【対応策】

高齢者等の交通移動制約者の生活交通手段であるバス路線の確保は、新市において 民間路線バスの維持対策のほかに、スクールバスや福祉バスとの複合化やループバス の運行も含めて、新市の生活交通手段を確保するよう検討が必要である。

4 住民負担の増加への不安

* 税金等の負担が大きくなり、住民生活に影響が出てくるのではないか。

【対応策】

税金の取扱いをはじめ旧市町村で異なる使用料、手数料や行政サービスの水準は、 合併協議会で協議されることとなっている。

なお、住民負担水準の格差是正等に要する経費については、特別交付税で財政支援 措置が講じられることとされている。

5 財政運営が悪化することへの不安

★ 財政状況のよくない市町村が合併しても、財政状況は好転しないのではないか。

【対応策】

合併しない場合には、各市町村とも投資的経費が現行と比較して減少する見込みであるが、合併すれば、合併特例法による様々な財政支援措置を活用して財政力を強化することができ、まちづくりの財源の増加が期待できる。

(詳細は、「第3章 財政推計 第2節 財政推計の結果」を参照)

* 合併には莫大な経費が必要だと思うが、関係市町村が連携すれば済むことではないか。

【対応策】

合併に要する経費については、合併特例法による財政支援措置を活用することで対応できるものと考えられる。

また、市町村の連携については、それぞれの立場や住民意識の違いもあって、理論 どおりには実行できない場合が多いと思われる。

★ 合併すると地方交付税が減り、逆に財政的に不利になるのではないか。

【対応策】

地方交付税は、自治体が標準的な行政運営を行う場合の財源不足額に応じて配分されるものである。合併することで様々な経費の節約が可能となり、市政運営に必要な財源も合併前より減るため、それに伴って地方交付税が減額になるということであり、財政的に不利になるということではない。

なお、合併後10年間は、14市町村が合併しなかった場合に交付されたであろう 交付税額が全額保障されることとなっているほか、合併特例債などの様々な財政支援 措置が講じられており、財政上有利な取扱いを受けることが多い。

6 地域の個性がなくなることへの不安

* 長年なじんだ市町村の名称がなくなることに強い抵抗があるし、また、今まで創り上げてきた地域イメージが希薄化するのではないか。また、市町村の名称が変わることで、農産物等の地域ブランドが損なわれるのではないか。

【対応策】

旧市町村の名称は、地名や公共施設等の名称として残ることが想定される。また、 現在一定の知名度のある地域イメージの希薄化については、現状を維持することより、 むしろ新しく誕生する市のイメージとして全国的により一層の情報発信をしていく 努力の方が大切ではないかと思われる。

- * 住民の地域に対する愛着が低下するのではないか。
- * 住民同士の意思の疎通が難しくなるのではないか。
- * 住民意識が希薄となり、地域住民としての一体感の欠如やコミュニティ活動が低下するのではないか。

【対応策】

住民が新市に誇りと愛情を持てるような施策を、住民と一緒に考え推進していくことが大切であると思われる。また、学校教育や社会教育で新市の歴史や文化、伝統などを学習することにより、新市の住民としての一体感を醸成することが大切であると思われる。

★ 地域の情報をきめ細かく広報に載せることができにくくなるのではないか。

【対応策】

地域の身近な情報を住民に提供することも広報の目的の一つであるので、広報の発行回数や誌面を増やしたり、地域版を作るなど広報の充実を図ることやホームページやケーブルテレビ等を活用し、情報提供に努め、住民との情報の共有を図るように努めることが大切である。

第3節 合併に当たって調整を必要とする事項

合併に当たっては、新市の名称や庁舎の位置などの一般的な調整を始めとして、西部14市町村の行政サービスや住民負担の水準を統一させるための調整など、行政各般にわたる調整が必要となってくる。

具体的な調整は合併協議会において行われることとなるが、本節においては、その主な ものを抽出した。

- * 14市町村の同一町名、字名について調整する必要がある。
- * 不在者投票所の設置箇所数について協議する必要がある。 不在者投票所を1箇所にすれば、投票所までの距離が遠くなり、現在よりも不便に なる地域が生じる。

複数箇所の不在者投票所を設置しようとする場合には、二重投票を防止するための 不在者投票管理システムの導入が必要となる。

- * 14市町村が各々構成している一部事務組合の在り方について協議する必要がある。
- ★ 14市町村の外郭団体等の在り方について協議する必要がある。
- * 14市町村の住民情報システムや課税システム等が異なるため、電算システムを統一することが必要となる。
- * 友好都市が増加することにより、国際交流の事業内容、事業規模について調整が必要となる。
- * 税金や料金の納付方法の調整や納税貯蓄組合の在り方について協議する必要がある。
- * 14市町村の行政サービスと住民負担の水準を調整する必要がある。 (「第5章 西部14市町村の現状比較」を参照)
- * 文化施設・体育施設・福祉施設等の公共施設の役割分担について協議する必要がある。
- ★ その他、一般的に次のような事項を調整することが必要とされている。
 - ・合併の期日
 - ・新市の名称

- ・新市の事務所の位置(支所を含む。)
- ・財産の取扱い
- ・議会の議員の定数及び任期の取扱い
- ・農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- ・特別職の身分の取扱い
- ・一般職の職員の身分の取扱い
- ・条例、規則等の取扱い
- ・事務組織及び機構の取扱い
- ・各種構想、計画の取扱い
- ・補助金、交付金等の取扱い
- ・公共的団体の取扱い
- ・慣行の取扱い(市の花・木、市民憲章、都市宣言等)
- ・消防団の取扱い
- ・各種行事、イベント等の取扱い